

日本共産党 島根県議会議員

尾村としなり 活動ニュース

尾村としなり事務所 松江市西茶町105-8
電話:0852-20-2855 FAX:0852-20-2866
http://www.omura-toshinari.com/
E-mail info@omura-toshinari.com

するどい追及と積極的な提案 議場を圧倒する論戦

国のエネルギー計画の問題点と島根原発3号機の危険性、立地自治体並み安全協定…(6月県議会より)

住民の声、願いを届けて追及!

多くの県民は、島根原発の稼働を望んでいません。日本共産党県議団は命を脅かす政治を許さず、くらしと命を守る県政の実現に全力を尽くしています。(裏面に西日本豪雨災害などでの取り組みを紹介)

くらしと命を守る
議席として



市民十野党の共闘ひろげ

松江からアベ政治を変える

原発ゼロの島根を求めて

島根原発2号機の再稼働はもとより、3号機の新規稼働など論外です。

5月18日、党松江市議団らとともに、県に対し「原発ゼロ」を決断するよう要請しました。



カジノ実施法の強行ゆるせない

安倍政権の災害対応よりもカジノ解禁優先の姿勢は絶対に許せません。アベ退陣へ力をあわせましょう。



原発ゼロの会のシンポで情勢報告

6月24日、原発ゼロをめざす島根の会の「市民の声を集めるシンポジウム」(松江市)で、島根原発3号機をめぐる情勢を報告。



現場を必ず調査 住民の願いに寄り添って

6月8日、八束町の住民のみなさんとともに、八束町内の道路危険箇所を調査。

同行した県の担当者に改善を求めました。



しまね総がかり集会であいさつ

6月19日、松江駅前での安倍政権退陣を求める集会で党を代表して連帯あいさつ。

核兵器はいらない 国民平和大行進

7月23日、国民平和行進で県庁を表敬訪問したみなさんと「核兵器のない世界」を誓い合いました。



くらし・福祉最優先
原発ゼロ!

住民とともに政治を動かす



島根原発3号機の審査申請の事前了解を了承しないことを求めた住民団体の議会請願に同席しました。(6月19日)



医療・介護現場の大幅増員や夜勤改善を求めるナースウェーブ集会(県医労連主催)に参加し、激励しました。(5月11日)

4月の県西部地震に続き、7月の西日本豪雨でも

日本共産党

全国トップクラス 被災者生活再建支援制度を實現

西日本豪雨で被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。日本共産党は、災害直後から現地に入り、被災者や自治体関係者から様々なご要望を伺ってきました。引き続き、一日も早い被災者の生活再建に全力を尽くします。

被災者の生活再建支援求め、県へ緊急申し入れ → 県が支援制度を拡充しました

日本共産党は、被災地や避難所で寄せられた要望を踏まえ、7月11日、島根県に対し、被災者の生活再建支援、防災・減災事業の強化など23項目を要請しました。(下記参照)

要請が実り、床上・床下浸水などへの支援金の支給や住宅再建や農業への支援が実現。

全国トップクラスの被災者生活支援制度となりました。



県へ要請する(左から)森川佳英、多田伸治の両江津市議、尾村利成、大国陽介の両県議、山口節雄・川本町議、中原保彦・美郷町議、川西明德・奥出雲町議=7月11日、県庁

島根県は7月20日、西日本豪雨の被災地支援のため、浸水などがあつた住宅再建の支援対象を半壊と一部損壊に拡大。県内産木材や石州瓦を使用した住宅再建にも助成するほか、農業や中小企業に対する直接支援の実施も決めました。(主な事業を下記に掲載)

住宅再建の支援対象を半壊と一部損壊に拡大	<ul style="list-style-type: none"> 半壊(損害基準判定20~40%) 100万円 一部損壊(同10~20%) 40万円
県内産木材を使用した住宅再建支援	<ul style="list-style-type: none"> 新築、購入 30万円 増改築 15万円 修繕、外構工事 10万円
石州瓦を使用した住宅再建支援	<ul style="list-style-type: none"> 新築 7万円 葺替 5万円
農業用施設や機械の復旧経費支援	農業用の施設や機械の復旧に要する経費を市町村とともに支援。
農業者が復旧に必要な資金を借入れた場合の利子補給	<ul style="list-style-type: none"> *当初3年間は融資利率0% 【施設等資金の場合】 個人 1500万円 法人等 3000万円
小売店の修理など支援	施設修繕費、仮店舗の家賃、広告宣伝費など 上限100万円 (被害が大規模なものには200万円)
廃業を防止するための事業継承支援	新商品開発、販路開拓、人材育成に要する経費など上限300万円
被災児童・生徒の支援	<ul style="list-style-type: none"> 教科書等図書費、学用品の支援 授業料の減免 入学検定料、入学料の免除 など

【県への要請内容(主なもの)】

- 被災自治体が「激甚災害」に指定されるよう国に強く働きかけること。
- 住家の被害については、外見による認定だけでなく、被災者の訴えを反映した、住まいとしての機能に着目した認定を行うこと。罹災(りさい)証明の発行、被害認定の職員確保については万全を期すこと。
- 床上浸水や床下浸水への支援金制度を創設するなど、県の被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。
- 被災自治体の要望を十分に踏まえ、今年4月の県西部地震の被害対策のように迅速に検討し、対応すること。
- 被災した農家や事業者の設備・機械、商店・商店街などの再建に必要な直接支援を行うこと。(住家や店舗改修への県産木材を使用した際の助成や、4月の県西部地震時に創設した「小売店等持続化支援事業」の直接助成など)
- 河川や道路などの災害復旧にあたって、関係住民の要望や意見をよく聞き、単なる復旧ではなく、災害防止の観点から「改良復旧」を基本とすること。